

第2回 東京2020大会アーカイブ資産等の活用に係るアドバイザリー会議

令和4年1月25日（火） 14時から16時
オンライン開催
（東京都庁第一本庁舎14階D会議室）

<資料>

資料1 第1回会議の振り返り

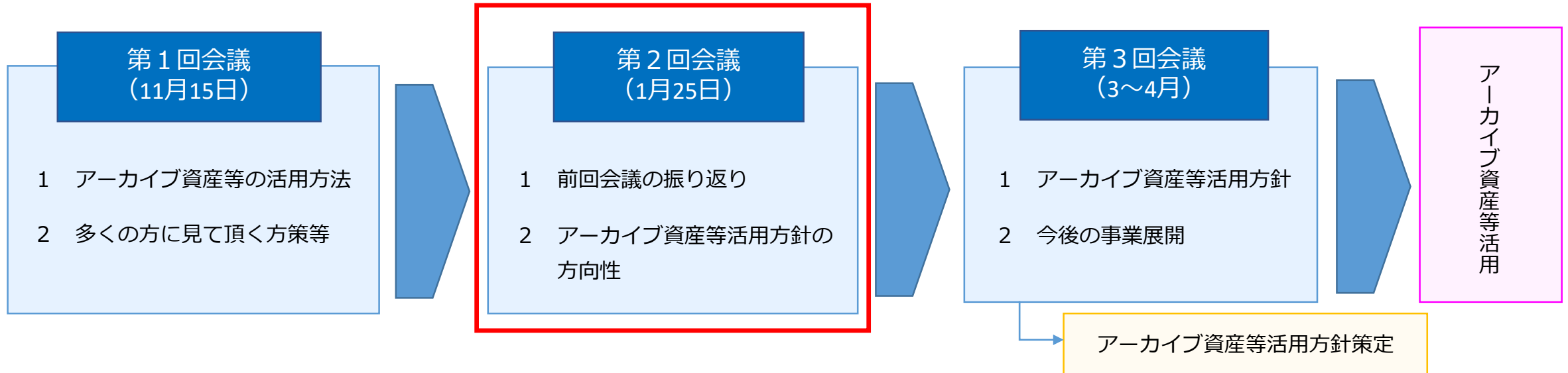
資料2 アーカイブ資産等活用方針の方向性

<資料 1>

第 1 回会議の振り返り

スケジュールについて

- 今回、アーカイブ資産等活用方針の方向性について議論
- 第3回会議において、「アーカイブ資産等活用方針」策定
- 活用方針をもとに、資産を活用し、事業を展開



第1回会議での主な御意見

1 活用方法について

- 3つの基本的な考え方にあわせて活用するとよい
 - ①「大会の感動・興奮を分かち合う」
 - ②「未来へ伝える」
 - ③「身近に感じる」
- 興味関心がない方にも見ていただけるよう、様々な場所や機会を活用
- 様々なイベントでの展示や資産の貸出しの実施
- アクセシビリティなど、アーカイブ資産等へのアクセスに配慮が必要
- 都内での展示だけではなく、他自治体での展示なども有効
- パラスポーツを身近に感じてもらう展示や取組をすべき

2 展示方法について

- 展示の際には、資産の背後にあるメッセージ、理念が伝わる工夫
- コロナ禍での大会の取組をあわせて紹介
- 展示だけではなく、体感・体験できるような工夫

3 その他

- 未来に伝える視点から保存も重要
- 継続していくことも大事
- 承継団体（JOC・JPC）等、様々な関係団体と連携
- 都内だけではなく、被災地等の関係自治体と連携し、利活用していくとよい
- 大会で醸成されたボランティア精神をレガシーとするためにも、ボランティアを活用
- 修学旅行や社会科見学、観光ツアーと連携する等、多くの方に見てもらおう工夫

＜資料 2＞

アーカイブ資産等活用方針の方向性

アーカイブ資産等活用方針（案）

方針の構成案

1. アーカイブ資産等活用方針の目的
2. 東京2020アーカイブ資産について
 - (1) アーカイブ資産の定義
 - (2) 東京都で保存・管理・利活用するアーカイブ資産
3. アーカイブ協定について（※）
4. 資産活用にかかる考え方
5. 資産活用に関する具体的な取組
 - (1) イベント活用時の取組
 - (2) 資産貸出し等での取組
 - (3) 施設の特徴にあわせた活用
 - (4) 他の関係団体との連携
 - (5) その他の活用
6. 資産の保存・管理

※本方針では「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会アーカイブ資産協定」を「アーカイブ協定」という。

1 アーカイブ資産等活用方針の目的

- メダル、聖火リレーのトーチ等の記念品や記録等のアーカイブ資産等を活用し、大会の感動と興奮を分かち合うとともに、未来へ伝え、身近に感じてもらうことで、大会の成果や感動を確かなレガシーとして、将来に引き継いでいくことが重要
- アーカイブ資産等の展示を通し、新しい価値を生み出すきっかけとなるよう資産を活用
- 将来に向かって適切に保存・管理するとともに、スポーツ、文化、教育等の様々な場面において活用
- こうした考え方のもと、都民のかけがえのないレガシーとして、都が資産活用の着実な推進を目的とし策定

2 アーカイブ資産等について

(1) アーカイブ資産の定義

- アーカイブ資産は、大会の準備・運営等に伴って作成・利用された資産のうち歴史的な価値を有し、大会の記憶・記録を伝えていくもの
- IOC・IPCの承認のもと、長期的に保存・管理し、後世に受け継いでいくべき重要なレガシーとなる。
- アーカイブ資産は右表の8つのカテゴリーに分類される。
- 原則、展示のみに使用でき、触れることができない。

＜アーカイブ資産のカテゴリーと資産例＞

カテゴリー	どのようなものか
聖火リレー	聖火リレートーチ、ランタンなど
開閉会式・表彰式	メダル、表彰台、衣装、大道具など
ユニフォーム	ボランティアユニフォームなど
競技用備品	公式球、ゴールテープ、胴着一式など
ライセンス商品	衣類、ピンバッジセット、ぬいぐるみなど
イベント関連制作物	フラッグツアー関連制作物、マスコットなど
装飾物・標識類	のぼり、フラッグ、ピクトグラム関係など
記録・報告書等	大会報告書、チラシ、ポスター、小冊子 マニュアル、計画、映像など

(2) 東京都で保存・管理・利活用するアーカイブ資産

- 東京2020組織委員会が収集したアーカイブ資産となりうるものから、以下の視点で、資産を受け入れる。
 - ・ 大会との関連性
式典や競技を想起させるものか
 - ・ 歴史的な価値
歴史的な価値を有し、長期的に保存し、後世に受け継いでいくべきレガシーとなるか
 - ・ 展示場所との関連性
競技会場を展示場所とする場合に、会場の特性にあうものか
 - ・ 都民・国民への認知度
広く認知されているものか
- 資産の散逸を防ぎ、適切に利活用できるよう保存・管理

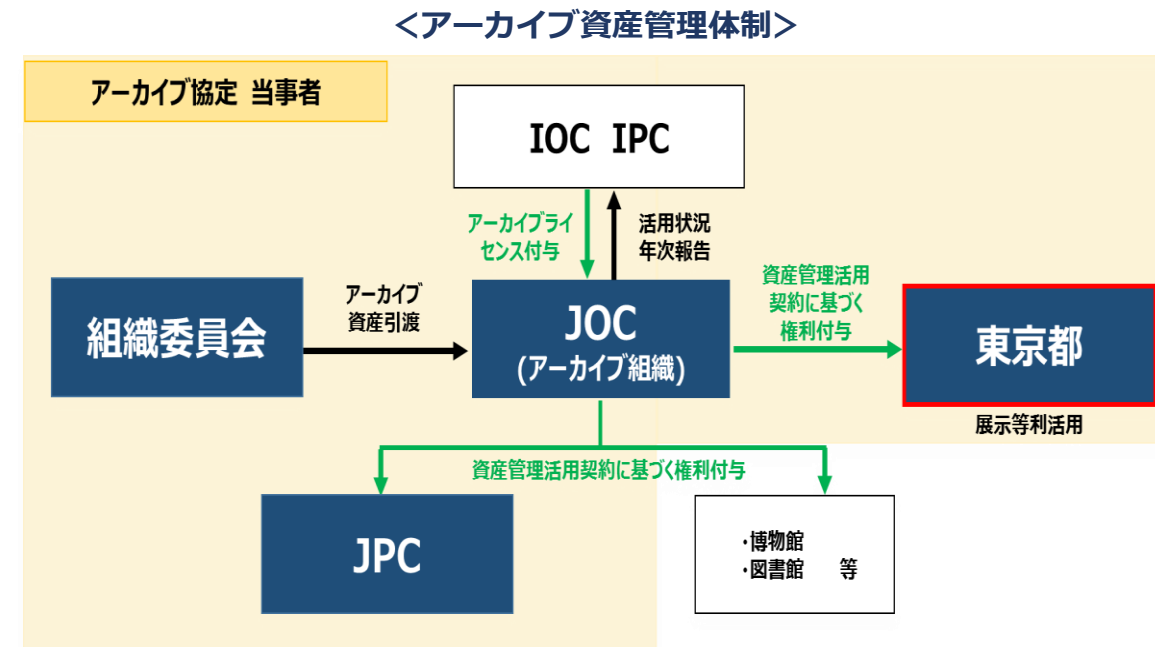
3 アーカイブ協定について

(1) アーカイブ協定の目的

大会の歴史的・社会的意義を未来に伝えるため、アーカイブ資産の保存・管理・利活用に関する必要な事項を定める。

(2) アーカイブ資産における権利

- 東京2020大会資産は、開催都市契約上、原則として IOC・IPCに権利が帰属
- IOC・IPC・組織委員会・JOC・JPC・東京都の6者で、令和3年8月にアーカイブ協定を締結
- アーカイブ協定や資産管理活用契約に基づき、開催都市として資産を保存・管理・利活用



(3) 国内当事者の主な役割

- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
組織委員会の解散までに、アーカイブ資産をアーカイブ組織に引渡す。
- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）
IOC及びIPCから付与されるライセンスに基づき、資産の管理者（アーカイブ組織）となる。
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）
パラリンピックムーブメントを展開するため、資産を保存・管理・利活用し、アーカイブ組織を支援
- 東京都
開催都市として、資産を保存・管理・利活用し、アーカイブ組織を支援

4 資産活用にかかる考え方

(1) 大会の感動と興奮を分かち合う

より多くの人々が大会の感動と興奮を分かち合い、スポーツ、文化、教育等の様々な場面において、大会のレガシーに触れることが出来るようにする。

- 大会で醸成された様々な感動・興奮や気運を、機を逃さず幅広く多くの人に伝える。
- 各施設での開催競技に関連した展示
- 子供たちが大会で使用された競技用具等を間近に見て・感じることで、大会の感動が

記憶に残るような展示

(2) 未来へ伝える

大会のレガシーを確実に未来へと引き継いでいくため、大会を振り返る記録としてアーカイブ資産等を効果的に展示するとともに、保存・管理を徹底する。

- メダルや聖火リレートーチ等を活用し、持続可能性への取組など、大会に向けて実施してきた様々な施策を紹介し、未来へ引き継ぐ。
- 大会報告書や各種記録等の資産を活用し、大会の取組や成果を伝える。
- 将来にしっかり引き継いでくため、資産の保存・管理を適切に行う。

(3) 身近に感じる

大会で使用された競技用備品や大会報告書等を直接見てもらうとともに、大会を身近なものとして感じてもらい、スポーツへの興味・関心を喚起する。

- 地域の特性に応じた資産の展示を行い、地域活性化やスポーツの振興に寄与する。
- スポーツイベントだけではなく、様々なイベントで積極的に資産を展示
- 人が多く集まる・人が行き交う場所で、興味を引く・興味が湧く展示となるよう工夫し、

アーカイブ資産をきっかけに大会を身近に感じてもらえるよう資産を展示

5 資産活用に関する具体的な取組

(1) イベント活用時の取組

- イベントの内容や来場者の特性にあわせて、以下のような取組を実施
 - ・ 大会を想起できるよう解説パネルや音声案内を併設し、興味を喚起
 - ・ 来場者参加型の展示や競技体験を実施
 - ・ 展示とあわせて、資産の背後にあるメッセージや理念を掲示
 - ・ 来場者がアクション（見る、聞く、触れる）でき、来場者の記憶に残るよう工夫
 - ・ 来場者の記念になるような記念品の配付や写真撮影スポットの設置

(2) 資産貸出し等での取組

- 関係自治体などが庁舎やイベント等で展示できるよう資産の貸出しを実施
- ワンストップで資産の貸出しができるように、予約システムを構築
- 貸出期間や活用方法など柔軟に対応
- 資産をパッケージ化するなど、イベント等で活用しやすいように工夫

(3) 施設の特徴にあわせた活用

- 施設の来場者や施設で実施するイベントの特性に合わせてアーカイブ資産等を活用
- 多くの都民が訪れる都有施設を活用するなど、大会を通じて得た様々なレガシーを幅広く後世に伝える。

施設例	特 性	主な資産活用例
博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化的関連での展示 ・文化資産として適切に保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉会式、表彰式 ・競技用備品 ・記録・報告書 など
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・広報物や冊子など文書資産を中心に展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録、報告書 ・ライセンス商品 など
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の記憶と感動を呼び起こすものを展示 ・競技会場で行われた競技にあわせた展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技用備品 ・イベント関連制作物 など
庁舎 文化・教育施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大会で得られたレガシーの展示 ・パラスポーツの振興に繋がる展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技用備品 ・ユニフォーム ・装飾物・標識類 など

(4) 他の関係団体との連携

- 他の承継団体（JOC・JPC）等との連携
資産の相互貸出しなど、事業を展開
- 関係自治体との連携
 - ・ 区市町村等関係自治体が資産を展示する際、資産の貸出しとともに事例紹介や企画提案し、連携
 - ・ 大会レガシーの周知・啓発とともに、地域の活性化やスポーツの振興に寄与するよう事業を展開

(5) その他の活用

- 障害のある人もない人も障害者スポーツを知ってもらうとともに、スポーツを始めてもらうきっかけを提供するため、パラスポーツの展示を積極的に実施するとともに、競技体験もあわせて実施
- 子供たちが直接見て・感じるができるよう、学校等へ貸出し
- 修学旅行、社会科見学、観光の訪問先に組み込むなど多くの方に見ていただく工夫
- 資産の背後にあるメッセージや理念、歴史的背景が伝わるような展示方法の工夫
- デジタル技術を活用したアーカイブ資産等の展示や競技体験

6 アーカイブ資産等の保存・管理

- 貴重なアーカイブ資産等は、下記保存環境例を遵守し、保存・管理を徹底
- イベントや各施設で展示する際においても、適切に管理

<保存環境例>

- ・ 適切な温度管理（約15度～25度）、湿度管理（約30%～60%）
- ・ 防犯対策や防災対策の徹底
- ・ 防カビ対策や防虫対策の徹底
- ・ その他資産の特性にあわせて、保存方法の検討
- ・ 学芸員資格を保有する者が定期的に保存状態や環境を確認
- ・ 資産の管理状況を定期的にチェック